

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十二年二月二十二日

| | | | |
|---|---|---|---------|
| 同 | 同 | 同 | 広島県監査委員 |
| | | 富 | 永 |
| | | 下 | 健 |
| | | 原 | 三 |
| | | 橋 | 充 |
| | | 義 | |
| | | 康 | |
| | | 和 | |
| | | 美 | |
| | | 加 | |
| | | 賀 | |
| | | 正 | |

監査の結果（平成 22 年 1 月 29 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 4 機関、財政的援助団体等が 6 団体です。

(1) 県の機関

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 |
|---|----------|-------------------|----------------------------|-------|
| 1 | 消防学校※ | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 11 月 26 日 | 書面監査 |
| 2 | 広島病院 | 平成 21 年 11 月 26 日 | 平成 21 年 11 月 17 日 ～18 日 | 実地監査 |
| 3 | 西部教育事務所※ | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 11 月 5 日 | 書面監査 |
| 4 | 東部教育事務所※ | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 11 月 12 日 | |

注 対象機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

(2) 財政的援助団体等

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 |
|---|------------|------------------|-------------------|-------|
| 5 | 社会福祉法人三篠会 | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 12 月 10 日 | 書面監査 |
| 6 | 学校法人みどり学園 | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 12 月 2 日 | |
| 7 | 学校法人呉武田学園 | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 12 月 9 日 | |
| 8 | 社団法人広島県清港会 | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 11 月 26 日 | |

| | | | | |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 9 | 共立・合人社共同企業体 | 平成 21 年 11 月 24 日 | 平成 21 年 11 月 24 日 | 実地監査 |
| 10 | アマノマネジメントサービス株式会社 | 平成 22 年 1 月 29 日 | 平成 21 年 12 月 8 日 | 書面監査 |

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 消防学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- ・ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33-2
- ・ 職員数 15 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・ 教育訓練実績（平成 20 年度）

| 教育種別 | | 定員 | 受講者数 |
|------|------|-------|-------|
| 消防職員 | 初任教育 | — | 192 人 |
| | 専科教育 | 320 人 | 207 人 |
| | 特別教育 | 244 人 | 65 人 |
| | (小計) | — | 464 人 |
| 消防団員 | 幹部教育 | 130 人 | 85 人 |
| | 特別教育 | 305 人 | 383 人 |
| | (小計) | — | 468 人 |
| 合計 | | — | 932 人 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 郵便切手類の管理について

物品出納職員の交代があった場合、前任及び後任の物品出納職員は、郵便切手類出納簿の末葉に引継年月日を記載して、双方これに記名押印しておかなければならないが、引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。適正な管理に努められたい。

- ・ 根拠 広島県物品管理規則第 39 条

イ 支出事務における適正な請求書の受理について

支出事務担当者は、提出された請求書について、記載内容を確認し支払いを行う必要があるが、請求年月日の記載がなく、收受印も押印していない請求書により支払いを行っていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 請求年月日又は收受印のない請求書による支出 4 件

【意見】

タクシー券の管理について

タクシー券使用簿に使用したタクシー券の券番号が記録されていなかった。

タクシー券管理責任者は、どの券を使用したかが分かるように、タクシー券使用簿に券番号を記録し、適正な管理に努める必要がある。

2 広島病院

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・職員数 971人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・診療科 21科
（内科，循環器科，精神科，神経科，小児科，外科，心臓血管外科，整形外科，脳神経外科，小児外科，皮膚科，泌尿器科，産科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線科，歯科，歯科口腔外科，麻酔科）
- ・病床数 700床（一般病床650床，精神病床50床。平成21年4月1日現在）
- ・患者数等の状況（平成20年度）

| 入院 | | | 外来 | |
|----------|---------|-------|----------|----------|
| 延患者数 | 1日平均患者数 | 病床利用率 | 延患者数 | 1日平均患者数 |
| 206,259人 | 565.1人 | 80.7% | 310,600人 | 1,278.2人 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（過年度分）について

医業収益（診療収入）等において，長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

| 区 分 | 長期未納（過年度分） 〔平成21年10月末現在〕 | | 参考 前年度決算時 〔平成21年3月末現在〕 | |
|-------------|-----------------------------|--------------|---------------------------|--------------|
| 医業収益（個人負担分） | 1,351人 | 123,168,524円 | 1,049人 | 113,176,252円 |
| 医業外収益 | 3人 | 1,514,460円 | 4人 | 551,762円 |

イ 現金の管理について

金庫内に，病院事業会計において経理処理されていない現金25,268円が保管されていた。適正な管理に努められたい。

ウ 預り金の事務処理について

平成20年度末時点で470,000円の医療費預り金が発生していたが，決算に反映されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

エ 減価償却の事務処理について

過去の減価償却費の計上漏れなどにより，資産が正しく計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

オ 固定資産の管理について

固定資産について，毎年1回実地調査を行い，固定資産台帳と照合すべきところ，行っていなかった。適正な管理に努められたい。（平成20年度）

- ・根拠 広島県病院事業財務規程第75条第1項

カ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

| 契約名 | 内 容 |
|------------------------------------|--|
| 特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（平成 21 年度） | 消費税及び地方消費税相当額が支払われていない月があつた。 |
| 医療事務（メディカルワーク）等業務委託契約（平成 21 年度） | 予定価格を定めた上で見積書を徴すべきところ、予定価格を定める前に見積書を徴していた。 |
| 現金搬送業務委託契約（平成 20 年度及び 21 年度） | 設計金額の算出及び予定価格の設定を行っていなかった。また、契約に当たって、複数の者から見積書を徴すべきところ、1 者から見積書を徴していた。 |

【意 見】

ア 債権管理（医業未収金）に対する取組の強化について

（ア）新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成 20 年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じていた。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

（イ）債権回収に向けた取組について

多額の医業未収金が生じている中、債権回収会社の活用や法的措置の実施など、債権回収に向けた取組を強化している一方で、債務者への訪問督促や債務者情報の整理・記録が十分でないなど、債権管理の方法が十分でなかった。

組織的かつ定期的な進行管理の徹底を図るとともに、引き続き債権回収会社のノウハウを活用するなど、医業未収金の縮減を図る必要がある。

イ 委託契約における参考見積書の徴取について

委託契約において、設計金額を算出するための参考見積書を 1 者のみから徴取しているものがあつた。

設計金額の算出に当たって参考見積を利用するときは、複数の者から参考見積書を徴取するなど、設計金額の適正化に努める必要がある。

- ・手術室環境測定業務委託契約（平成 21 年度）

ウ 委託契約における履行確認について

委託契約において、実施報告書に業務の実施内容が記載されていないものがあつた。

契約の適正な履行を確保するため、業務の実施内容が確認できる報告書の提出を求める必要がある。

- ・残飯処理業務委託契約（平成 20 年度及び 21 年度）

(3) 付 記

損害賠償金及び光熱水費の徴収について

平成 21 年 5 月 8 日に判決が確定した行政財産建物明渡請求事件について、相手側から徴収すべき損害賠償金及び光熱水費が未納になっているものがあった。

損害賠償金は本庁（県立病院課）が徴収し、光熱水費は広島病院が徴収することとしているが、同一の者から両方を徴収すべきものもあり、今後も本庁と連携し、未納解消に努めていきたい。

| | | 未納額（監査日現在確認分） | |
|-------------|-------|---------------|--------------|
| 広島病院 徴収分 | 光熱水費 | 1 人 | 2,024,658 円 |
| (県立病院課 徴収分) | 損害賠償金 | 2 人 | 16,793,320 円 |

3 西部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・ 所在地 本所：安芸郡海田町南昭和町 14 番 19 号
支所：広島市安佐北区可部四丁目 6 番 18 号
- ・ 所管区域 本所：呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，府中町，
海田町，熊野町，坂町，大崎上島町
支所：安芸高田市，安芸太田町，北広島町
- ・ 組織体制 2 課（総務課・教育指導課），1 支所（芸北支所）
- ・ 職員数 26 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業（平成 20 年度）
管内市町教育長，小中学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 時間外勤務手当の支給について

土曜日及び日曜日の時間外勤務について、休憩時間に対しても時間外勤務手当を支給していた。適正な事務処理に努められたい。

| 実績月 | 時間数 | 戻入額 |
|-------------|------|----------|
| 平成 21 年 4 月 | 1 時間 | 2,611 円 |
| 平成 21 年 5 月 | 2 時間 | 6,836 円 |
| 平成 21 年 6 月 | 3 時間 | 9,603 円 |
| 平成 21 年 8 月 | 1 時間 | 3,599 円 |
| 合 計 | 7 時間 | 22,649 円 |

イ 児童手当の支給について

児童手当法に定められている支給日より前の月に手当を支給していた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 郵便切手類の管理について

(ア) 物品出納職員の交代があった場合、前任及び後任の物品出納職員は、郵便切手類出納

簿の末葉に引継年月日を記載し、双方これに記名押印しておかなければならないが、引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。適正な管理に努められたい。

- ・根拠 広島県物品管理規則第 39 条

(イ) 郵便切手の購入日と郵便切手類出納簿の受入日が異なっていた。適正な管理に努められたい。

| | | |
|-------------------|------------------|------------------|
| 郵便切手の購入・受領・検査日 | 平成 21 年 4 月 10 日 | 平成 21 年 4 月 27 日 |
| 郵便切手類出納簿に記載された受入日 | 平成 21 年 4 月 8 日 | 平成 21 年 4 月 23 日 |
| 購入金額 | 113,500 円 | 66,500 円 |

エ ガソリンの購入について

公用車に使用するガソリンの購入において、業者が発行する納品書、契約済調書に記載された契約日等の内容と、公用車の運転日誌に記載された注油日等の内容が一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。

オ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

| 契約名 | 内 容 |
|--|--|
| 庁舎施設管理業務委託契約 (平成 21～22 年度) | 契約書に基づく作業報告書及び作業日報の報告を受けていなかった。 |
| 自家用電気設備保安管理 業務委託契約 (平成 21～22 年度) | 契約書に基づく保安業務従事者の氏名及び生年月日等が確認できる書類の提出を受けていなかった。 また、連絡責任者の指名を行っていなかった。 |

【意 見】

ア 備品の管理について

平成 21 年 4 月の教育事務所再編に伴い、事務所の場所を移転するなどし、107 点の備品を移動し保有していたが、使用場所変更の手続きを行っていなかった。適正な管理に努める必要がある。

イ 美術品の維持管理について

美術品の展示場所を変更していたが、備品出納簿及び美術品台帳にその旨の記載がなかった。また、一部の美術品の管理にあつては、損傷を防ぐための対策を講じていなかった。適正な管理に努める必要がある。

4 東部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・所在地 尾道市古浜町 26 番 12 号
- ・所管区域 三原市, 尾道市, 府中市, 世羅町, 神石高原町
- ・組織体制 2 課 (総務課, 教育指導課)

- ・職員数 19人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業（平成20年度）
管内の市町教育長，小中学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 社会福祉法人三篠会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 特別養護老人ホーム原の設置経営など社会福祉事業の実施
- ・所在地 広島市安佐北区白木町井原 4487 番地
- ・代表者 理事長 酒井慈玄
- ・設立 昭和 43 年 6 月 13 日

イ 県の財政的援助等の状況

特別養護老人ホーム原

平成 19 年度老人福祉施設等施設整備費補助金を交付（平成 20 年度への繰越分を含む。）

- ・所管課 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課
- ・補助額 94,500,000 円（総事業費 680,125,872 円，補助対象経費 394,433,290 円）
- ・交付目的 社会福祉法人等の負担を軽減し，老人福祉施設等の整備の促進を図る。
- ・対象事業 次の老人福祉施設の創設整備事業（建物 2 階のユニット型部分が補助対象）

| | |
|-----|--|
| 名 称 | 特別養護老人ホーム原 |
| 所在地 | 廿日市市原 926 番地 1 |
| 規模等 | 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て 建築面積 2,230.79 m ² |
| 定 員 | 70 人（短期入所を除く。） |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 学校法人みどり学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 幼稚園の運営
- ・所在地 三原市西町一丁目 5 番 12 号
- ・理事長 山中 幸子
- ・設立 昭和 46 年 2 月 13 日
- ・学校の状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

| 区 分 | 園児数 | 教員数 | 職員数 |
|----------|-------|------|-----|
| みどり幼稚園 | 208 人 | 14 人 | 1 人 |
| 皆実みどり幼稚園 | 108 人 | 8 人 | 1 人 |
| 合 計 | 316 人 | 22 人 | 2 人 |

(注) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 20 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

- ・所管課 環境県民局総務管理部学事課
- ・補助額 53,958,000 円（総事業費 137,161,624 円，補助対象経費 105,043,504 円）
- ・交付目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項等はなかった。

7 学校法人呉武田学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 高等学校，中学校の運営
- ・所在地 呉市広大新開三丁目 3 番 4 号
- ・理事長 武田 信寛
- ・設立 昭和 26 年 3 月 12 日
- ・学校の状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

| 区 分 | 生徒数等 | 教員数 | 職員数 |
|--------|---------|-------|------|
| 呉港高等学校 | 567 人 | 63 人 | 9 人 |
| 武田高等学校 | 558 人 | 45 人 | 8 人 |
| 武田中学校 | 174 人 | 17 人 | 1 人 |
| 合 計 | 1,299 人 | 125 人 | 18 人 |

(注) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 20 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金），授業料減免事業支援特別経費補助金を交付

- ・所管課 環境県民局総務管理部学事課

(ア) 経常費補助金

- ・補助額 511,392,000 円（総事業費 1,139,740,452 円，補助対象経費 1,092,736,024 円）
- ・交付目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校，中学校の運営に要する人件費等の経費

(イ) 授業料等軽減補助金

- ・補助額 24,177,700 円（総事業費 24,177,700 円，補助対象経費 24,177,700 円）
- ・交付目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 1,116,000 円（総事業費 1,116,000 円，補助対象経費 1,116,000 円）
- ・交付目的 私立小学校，中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成 20 年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

- ・ 武田高等学校と武田中学校は同一敷地内にあるため、「事業実績」及び「補助対象外経費」を按分計上すべきところ、按分計上が正しく行われていなかったため、結果として、補助対象経費が過大に計上されていた。（武田高等学校）

【意見】

県補助金関係書類の提出及び授業料軽減、減免に係る意思決定について

県私立学校振興費補助金に係る申請等の書類の提出や、授業料軽減及び減免の決定に当たり、法人の事務稟議決裁規程第 7 条による稟議が行われておらず、法人としての意思決定が行われているのか不明確な状況となっていた。法人としての意思決定を明確にしておく必要がある。

8 社団法人広島県清港会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 県から貸与を受けた船舶 3 隻で漂流物、汚物等を除去し、清掃及び整理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区宇品海岸三丁目 12 番 72 号
- ・ 会長 大田 哲哉
- ・ 設立 昭和 55 年 4 月 1 日
- ・ 事業実績（平成 20 年度）
ゴミ収集量 一般ゴミ 252 m³、流木 193 本、流竹 425 本など

イ 県の財政的援助等の状況

平成 20 年度港湾振興事業補助金を交付

- ・ 所管課 土木局空港港湾部港湾管理課
- ・ 補助額 62,417,000 円（総事業費 79,775,585 円，補助対象経費 79,775,585 円）
- ・ 交付目的 港湾の秩序ある整備と適正な運営，航路の開発及び保全
- ・ 補助対象経費 当法人の清港事業に要する経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

支給額の根拠のない経費の支出について

次の経費について、支出根拠がなく経費の支出が行われていた。経費の支出に当たっては、すべてが県補助金の対象経費であることを踏まえ、規程等の明確な根拠に基づき適正な事務処理を行うよう努められたい。

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 役員報酬及び給料手当 (本部) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員報酬の支給額の根拠がなかった。 ・ 「船員」に支払われる給与のうち、最低賃金公示額補充額について、人事異動通知書により支給額を定めて支給しているが、人事異動通知書の金額と実際の支給額とが異なっていた。 |
| 「事業費支出」の「臨時雇賃金」(福山支部) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「船員」の「臨時雇賃金」の支給額の根拠がなかった。 |
| 「事業費支出」及び「管理費支出」の「旅費交通費」(尾道支部) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車借上代・ガソリン代について、旅費支給規程に定めがなく、尾道支部の事務局長判断で額を決定していた。 ・ 「船員」の日当について、旅費支給規程に定めがなく、「一般職員」の額とも異なる額を支給していた。 |

【意 見】

財務管理の責任者(専務理事)の決裁を経ない収入・支出について

法人の会計処理規定によれば、収入・支出に当たっては、「専務理事が会計事務を掌理しその責任を負う」とされているが、平成 20 年 6 月 25 日～6 月 30 日に伺いが行われている 17 件の収入・支出について、法人の規定による事務処理が行われていなかった。適正な事務処理を行う必要がある。

(3) 付 記

ア 物品の購入及び役務の発注方法について

1 件が 10 万円を超える印刷物の発注や船舶の定期整備を行うにあたって、特別の理由がないのに競争契約していないものがあった。

法人の会計処理規定では、物品の購入、役務の発注にあたっては、原則として競争入札によらなければならないとされていることから、特段の理由がない場合は、競争契約を行っていただきたい。(本部及び尾道支部：印刷物、尾道支部：船舶の定期整備)

イ 監事に対する謝礼について

尾道支部において、監事が行った監査への謝礼として、粗品を購入している事例があった。役員に対する謝礼等の支出については、法人全体としてその必要性を検討するとともに、謝礼が必要な場合には、別途、基準を設けるなどした上で支出を行っていただきたい。

9 共立・合人社共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 県立文化芸術ホール施設指定管理者業務
- ・ 所在地 三原市宮浦三丁目 30 番 4 号
- ・ 代表者 株式会社共立中四国支店長 横田健二
- ・ 設立 平成 19 年 3 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 県立文化芸術ホール
- ・ 指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る納付金の額 9,705,000 円 (うち、平成 20 年度納付金 2,155,000 円)

- ・所管課 環境県民局総務管理部文化芸術課

ウ 利用状況

| 区 分 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------|-----------|-----------|
| 入場者数 | 237,462 人 | 278,623 人 |

※ 平成 19 年度は財団法人ゆうちょ財団により管理運営

(2) 監査の結果

【指摘事項】

利用料金の減免について

施設等の利用料金の減免において、利用者から利用料金減免申請書が提出されないまま利用料金を減免しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島県立文化芸術ホール管理規則第 7 条

10 アマノマネジメントサービス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島空港県営駐車場指定管理者業務
- ・所在地 横浜市港北区菊名 7 丁目 3 番 22 号
- ・代表取締役社長 林 博文
- ・設立 平成 8 年 4 月 11 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島空港県営駐車場
- ・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
88,500,000 円（うち、平成 20 年度管理費用 29,500,000 円）
- ・所管課 企業局土地整備課

ウ 利用状況（平成 20 年度）

| 第 1 駐車場（規模：593 台） | | 第 2 駐車場（規模：645 台） | |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 入庫台数累計 | 1 日平均 | 入庫台数累計 | 1 日平均 |
| 64,166 台 | 176 台 | 132,450 台 | 363 台 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 収支報告書について

県へ提出された平成 20 年度の収支報告書の内容と実際の収入・支出額が異なっていた。委託料の額に変更はないが、適正な事務処理に努められたい。

イ 経理区分の明確化について

管理業務に係る経費については、指定管理者が行う他の事業と区分して経理することとされているが、区分されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島空港県営駐車場の管理に関する基本協定書第 21 条

ウ 駐車場使用料金の金融機関への預入れに伴う利息について

駐車場使用料金の徴収事務において、金融機関への預入れに伴って生じた利息は、当該年度の委託業務終了日に県に支払われることになっているが、支払われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・利息額 平成 20 年度 6,809 円

- ・根拠 広島空港県営駐車場の使用料徴収事務委託契約書第 7 条第 5 項

エ 備品の管理について

県の委託料で購入した備品は、県の所有に属し、一覧表を備え、ラベルの張付け等の方法により指定管理者の所有備品と区別することとしているが、県有備品の一覧表が作成されておらず、指定管理者の社名ラベルが張り付けられているものがあつた。適正な管理に努められたい。

- ・品名 磁気カード書込機

- ・根拠 広島空港県営駐車場の管理に関する基本協定書第 10 条